三　舗装の着色（歩行者と車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）とを分離して通行させるための道路の着色をいう。）
四　交差点又はその付近における突角の切取り
五　柵、街灯、道路標識、道路情報管理施設、自動車駐車場その他の道路の附属物の設置
六　その他道路の構造、車両及び歩行者の通行並びに沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、当該道路における交通事故の防止を図るため特に重点的に行う必要があると認められる改築
（令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築）
**第三条の三**　令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。
（令第一条第三項第四号及び第五項第三号並びに第二条第二項第四号の国土交通省令で定める施設又は工作物）
**第四条**　令第一条第三項第四号及び第五項第三号並びに第二条第二項第四号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、法面（のり面）、横断歩道橋、防護施設、道路を横断して設ける道路標識その他これらに類するものとする。

（道路の修繕に関する法律施行規則の一部改正）
**第三条**　道路の修繕に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物）<br>**第二条**　令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、法面（のり面）、横断歩道橋、防護施設、道路を横断して設ける道路標識その他これらに類するものとする。 | （令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物）<br>**第二条**　令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。 |
| （新設） | （令第一条第三項第三号及び第五項第三号並びに第二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物）<br>**第四条**　令第一条第三項第三号及び第五項第三号並びに第二条第二項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、横断歩道橋、防護施設及び道路を横断して設ける道路標識とする。 |

**附　則**
（施行期日）
1　この省令は、道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
（経過措置）
2　この省令による改正後の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

## ○環境省令第十号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第二項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年三月三十日
環境大臣　小泉進次郎

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令
地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。